

令和5年度 第1回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和5年4月13日（木）午後4時00分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3階会議室			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (10人)	北中 善隆	遠藤 一夫	三嶋 邦彦	小前 茂雄
	松本 芳己	桑本 慎吾	福田 高広	入江 敏朗
	澤田 光秋	河上 幸徳		
欠席推進委員 (2人)	池山 晃広	石賀 昭則		
事務局	事務局長 宮本 徹、補佐 每田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 3号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第 5号 琴浦町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について 議案第 6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和5年度 第1回琴浦町農業委員会総会を開催します。
全員 議長 事務局	<p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和5年度 第1回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は池山委員、石賀昭則委員です。以上です。</p>
議長 事務局	<p>議事録署名委員の指名ですが、5番 福本委員、6番 三浦委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>1ページをご覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求めます。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字高岡 [REDACTED]、登記簿地目田、現況地目 畑、面積287m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本案件は、譲受人が所有する農地の西側に隣接している申請地を、譲渡人との協議によって譲受けことになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。</p> <p>申請番号2番 農地の所在 大字湯坂 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積3,639m²。申請地は他に12筆あり、13筆の合計面積は12,852m²となっています。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲渡人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は水稻及び野菜を耕作される予定です。</p> <p>以上の2件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の举手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(举手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>

事務局

続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

2ページから5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるます。

申請番号1番 農地の所在 大字八橋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 311m²の内224m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は一般住宅です。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続は必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。転用事業者となる譲受人は現在、奥さんとお子さん、奥さんのご両親と祖父母の7人家族で、申請地の道筋に向かいにある奥さんの実家に同居されていますが、お子さんの成長とともに手狭になってきたため、住宅の新築を計画して申請をされたものです。譲受人にとって申請地周辺は住み慣れた土地で、近くに商業施設が複数あるなど住環境もよく、現在の居宅からも近い距離に位置しているといった理由から、住宅を新築するのに都合の良い立地条件だと判断し、本件申請地を事業用地として選定されたということでした。

工期は今年6月から12月末までを予定されています。

土地造成等について説明します。申請地は東側の町道との高低差が30cm程度あるため埋め立てを行い、その後木造2階建住宅の建築、自家用車2台分の駐車スペースの整備を行う計画となっています。

資金調達計画について説明します。土地買収費 [REDACTED] 円、埋立整地費、建築費、その他費用の合計が約 [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。なお、1m²当たりの土地買収費は [REDACTED] 円です。

被害防除計画について説明しますので、3ページと4ページの説明図をご覧ください。先ほども説明をしましたように、今回の申請は一部面積を住宅用地に転用するというものであることから、西側には転用残地となる譲渡人名義の農地が隣接することになりますが、境界から1.3m離して住宅を建築する計画となっているため、日照及び通風等への影響はないものと思われます。雨水については、転用事業者の負担で新たに設置する側溝に接続して処理、生活排水については、申請地東側に設置されている公共下水道に接続して処理する計画となっていますし、転用残地は畠として管理される予定となっていることから、用排水に悪影響を及ぼすことはないと考えています。土砂の流出防止については、宅地と隣接する北側部分、太陽光発電施設と隣接する南側部分にはコンクリ

	<p>一ト擁壁がすでに設置されています。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。申請地は、上水道管及び下水道管が埋設されている幅員4m以上の町道に接し、500m範囲内には八橋小学校や八橋駅といった公共施設が位置していることから、「第3種農地」に該当するものと考えます。</p> <p>許可根拠規定については、「第3種農地」に該当する場合は位置的に異存はなく「原則許可」と判断されることから、転用はやむを得ないものと考えます。以上です。</p>
議長 足立委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>4月4日に小前委員、地区担当の北中委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。</p> <p>3ページの説明図にもありますように申請地は、[REDACTED]交差点南側の商業施設や住宅に囲まれた場所に位置し、現地確認を行った時点では何も耕作はされておらず、草刈りなどの管理のみがされているといった状況でした。</p> <p>北側は住宅、南側は太陽光パネル、東側は町道、西側は転用残地となる譲渡人名義の農地に接しています。先ほどの議案説明にもありましたように、住宅建設後も1,000m²以上が農地のまま残ることになりますが、引き続き草刈り等の管理をされる予定だということです。</p> <p>農地区分が「第3種農地」に該当することから位置的には異存はなく、転用を許可しても問題ないと感じていますが、北側の国道9号線に向かって高くなっているので、雨水処理に係る被害防除計画については、計画の再検討をお願いしたいと考えています。以上です。</p>
議長 事務局	<p>雨水処理に対する被害防除計画について、事務局より補足説明をお願いしたいと思います。</p> <p>足立委員からの報告にありましたように、申請地よりも国道9号線の方が高くなっていますので、現在の雨水処理の計画では排水はできないと考えています。申請地北側には民家と建築会社の事務所がありますが、そこから出る雨水は暗渠排水によって町道東側の側溝に排水されているようですので、同様の排水対策を取ってもらうことが可能かどうか問い合わせましたが、現時点ではハウスメーカー側からの回答はありません。これについては県の方とも情報を共有し、許可を出す際の条件を付すことを検討しているところです。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の举手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(举手多数)</p>

	<p>賛成多数ということですので、原案どおり進達することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する石賀英男委員、福田委員、河上委員は退席をお願いします。</p> <p>(石賀英男委員、福田委員、河上委員の退席を確認)</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案説明に入る前に、今月から行われる法改正について説明します。</p> <p>今回行われた法改正によって、利用権設定は新たな様式で中間管理機構を通して行うことになりますが、これまでの利用権設定からの移行に2年の猶予期間が設けられていますので、その期間内に提出のあった従来の申出書での申請については、本議案と同様の形で委員の皆さんに審議を行っていただくことになります。</p> <p>なお、今月の総会には申請がありませんでしたが、法改正前の古い様式での中間管理機構を通した利用権設定の申請についても、同様の形で審議を行っていただくことになります。</p> <p>それでは議案説明に移りますので、6ページをご覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号156番 農地の所在 大字逢束 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2, 888m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和5年4月14日、終期は令和8年4月13日、期間は3年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>申請番号157番から、35ページの申請番号209番までの外53件についてはご覧のとおりです。</p> <p>36ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号210番 農地の所在 大字三保 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積980m²。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は無償、始期は令和5年4月14日、終期は令和10年4月13日、期間は5年間で新規、内容は水稻となっています。</p> <p>申請番号211番から、63ページの申請番号260番までの外50件についてはご覧のとおりです。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお</p>
議長	

	<p>願いします。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(石賀英男委員、福田委員、河上委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案説明に入る前に、今月から行われる法改正について説明します。</p> <p>先ほど説明をしましたように4月からの法改正により、新様式での中間管理事業による利用権設定については、このような形で委員の皆さんからの意見を求ることになります。</p> <p>なお、今月の総会では貸借の始期を総会の翌日としていますが、中間管理機構との事務手続きが煩雑となるため、来月以降は議案として挙がった総会の2ヶ月後の1日とさせていただきますので、5月総会で審議される申請の始期は7月1日となります。</p> <p>それでは議案説明に移りますので、65ページをご覧ください。議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字金屋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積2,748m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。10a当たりの借賃は [REDACTED]円、始期は令和5年4月14日、終期は令和10年4月13日、期間は5年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>申請番号2番の賃貸借権設定外1件と、66ページの申請番号3番と申請番号4番の使用貸借権設定2件についてはご覧のとおりです。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第5号 琴浦町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日配布しました別冊の資料をご覧ください。議案第5号 琴浦町農業</p>

委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について 農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を別紙のとおり改正することについて、本委員会の承認を求めます。

議案の説明に入る前に、改正の概要について説明をします。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は平成30年1月10日に策定され、3年ごとの農業委員会改選期に見直すこととなっています。

この度、目標年度として定められていた令和4年度末を経過したため、町の基本構想の目標年度として定められている、令和10年度末までを目標として改正を行うものです。

また、農業委員会法や農業経営基盤強化促進法などの改正に伴い、遊休農地の解消や担い手への集積の結果に対する評価方法の追加、その他の細かい名称の変更等を行っており、それらの変更箇所については赤字で記載しています。

それでは、変更箇所の中から重要な部分を中心に説明していきますので、資料の1ページをご覧ください。

「第1 基本的な考え方」については、ページの中段部分に、「担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画（中略）」に基づき、農地中間管理事業を活用しながら利用調整に取り組んでいく必要がある。」といった内容の文章を新たに追加しています。

またページの下段部分に記載されている、「農業委員会事務の実施状況等の公表」を「農業委員会による最適化活動の推進等について」に、「目標及びその達成に向けた活動計画」を「最適化活動の目標の設定等」に変更しています。

2ページの「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」に移ります。「1 遊休農地の発生防止・解消について」について説明しますので、「(1) 遊休農地の解消目標」の表をご覧ください。

「目標」については、令和2年3月の現状から令和5年3月の現状に変更し、「3年後の目標（令和8年3月）」と、基本構想の目標年度と定められている「目標（令和11年3月）」については、農業委員会の毎年の活動計画作成に当たり、法改正後に県から示された令和11年3月までに必要な解消目標面積をもとに設定しています。

また、「農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。」という文章を新たに追加しています。

「(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法」については、①の文章中の「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」を「農業委員会サポートシステム」に変更し、③の文章中の「荒廃農地の発生・解消状況

に関する調査」と「B分類」という文言等を削除しています。

「(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法」については、「遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。」、「単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。」という文章を新たに追加しています。

「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」説明しますので、「(1) 担い手への農地利用集積目標」の表をご覧ください。

「現状」については、令和2年3月の現状から令和5年3月の現状に変更していますが、2ページの表の方が「管内の農地面積」が多くなっているのは、遊休農地の面積が加わっているためです。

「3年後の目標(令和8年3月)」と、基本構想の目標年度と定められている「目標(令和11年3月)」については、農業委員会の毎年の活動計画作成に当たり、法改正後に県から示された令和11年3月までに必要な集積目標面積をもとに設定しています。

また、「農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。」という文章を新たに追加しています。

「(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」については、「①「人・農地プラン」の作成・見直しについて」を「①「地域計画」の作成・見直しについて」に変更しています。

4ページをご覧ください。「(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法」については、「担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。」、「単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。」といった文章を新たに追加しています。

「3 新規参入の促進について」説明しますので、「(1) 新規参入の促進目標」の表をご覧ください。

「現状」については、令和2年3月の現状から令和5年3月の現状に変更していますし、「3年後の目標(令和8年3月)」と、基本構想の目標年度と定められている「目標(令和11年3月)」については、毎年6月に策定する農業委員会活動計画の「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」で定めた参入目標数、「1年に2経営体、1ha」を加算したもの目標として設定しています。

また、「新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算

	<p>する。」という文章を注意書きとして新たに追加しています。</p> <p>5ページの「第3「地域計画」の目標を達成するための役割」をご覧ください。これは今回新たに追加したもので、「琴浦町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、琴浦町農業委員会は次の役割を担っていく。」とし、その役割の内容として、「日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認」、「農家への声掛け等による意向把握」、「「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング」、「農地中間管理事業の活用の働きかけ」、「「地域計画」の定期的な見直しへの協力」の5項目を設定しています。</p> <p>6ページ以降は、2本線で見え消しをした箇所を削除した修正版になります。</p> <p>変更箇所の説明については以上となりますが、本委員会で皆さんからの承認をいただいた際には町ホームページでの公表を予定しています。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり承認することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の承認について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日配布しました別冊の資料をご覧ください。議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について 農業委員会等に関する法律第37条に基づく農業委員会事務の実施状況の公表を行うため、別紙の令和5年度最適化活動の目標の設定等の公表について、本委員会の承認を求めます。</p> <p>議案の説明に入る前に、概要について説明をします。これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づいて、農地利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について毎年公表することが義務づけられており、令和10年度を目標年度とする「琴浦町農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を具体化するため、今年度の目標の設定等を定めて町ホームページで公表する必要があることから、委員の皆さんに審議をしていただくものです。</p> <p>なお、昨年までは6月総会の議案として審議をしていただいていましたが、制度改正が行われたことにより4月末までに公表が必要となったために、今月の総会の議案として挙げさせていただきました。</p>

それでは、重要な部分を中心に説明して行きますので、資料の1ページ「I 農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）」をご覧ください。

「1 農業委員会の現在の体制」については、現在の琴浦町農業委員会の体制を記載しています。

「2 農家・農地等の概要」について説明します。左側の「経営体数」の表と中央の「農業者数」の表の数値については、5年に1度行われる農林業センサスに基づいて記入したもので、令和2年の調査が最新のデータとなっています。

右側の「経営体数」の表は農業の担い手である個人および法人の数で、農林水産課の調査に基づいて作成したものです。

一番下の「耕地面積」の表の数値については、農林水産省が毎年行っている「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入しています。

2ページの「II 最適化活動の目標」をご覧ください。「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」について説明します。

「①現状及び課題」については、管内の農地面積を2, 740 ha、これまでの集積面積を984 ha、集積率を35. 9%としています。

「②目標」については、今年度の新規集積面積を20 ha、今年度末の集積面積の累計を1, 052 ha、集積率を38. 4%に設定しています。

これは、「琴浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で設定された、令和10年度までの目標とする集積率43. 8%（集積面積1, 170 ha）に対し、目標到達までに必要な面積を令和10年度までの5年間で割り振った面積で、県からの指示により昨年の目標設定と同じ数値となっています。

「(2) 遊休農地の解消」について説明します。

「①現状及び課題」については、直近の調査によって判明した全体の遊休農地面積が101. 5 ha、うち緑区分の遊休農地面積が93. 8 ha、うち黄区分の遊休農地面積が7. 7 haとなっています。

「②目標」の「ア 既存遊休農地の解消」について説明します。

「a 緑区分の遊休農地解消」については、解消目標面積を10. 6 haに設定しています。

これについては、遊休農地調査の制度が変更となった令和3年度時点の面積85. 6 haのうち、中間管理機構が引き受けない農振農用地区域外の農地を除いた、52. 8 haの5分の1となる10. 6 haを目標数値としたものになります。

「b 黄区分遊休農地の解消」については、解消目標の設定は不要のために現時点での面積のみを記載しています。

「イ 新規発生遊休農地の解消」については、解消目標面積を13. 9 haに設定しています。

これについては、令和4年度に行われた遊休農地調査で新たに判明した、緑区分遊休農地の面積全てを目標数値としたものになります。

「(3) 新規参入の促進」について説明しますので、3ページをご覧ください。

「①現状及び課題」については、令和2年度から令和4年度の新規就農者の数と、参入時点での経営面積を記入したものになります。

「②目標」の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積」については、21.7haに設定しています。

これについては、平成30年度から令和2年度までの権利移動面積の平均となる、217.4haの約1割を目標設定数値として定めたもので、農地所有者から新規参入者へのあっせんに対して、内諾を得た時点で実績として計上することが可能となっていることから、協議会で報告している農地出し手情報を活用していく予定です。

「2 最適化活動の活動目標」について説明します。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、1人当たりの活動日数を1ヶ月に6日、最適化活動を行う委員の人数は琴浦町農業委員会の委員数としています。

「(2) 活動強化月間の設定目標」については、活動強化月間の設定回数を3回に設定し、取組時期は12月から2月の農家相談を2回開催する月としています。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」は、農業委員、推進委員が1名以上参加する相談会について記載しているもので、新規参入相談会への参加回数は、1年間に開催される農家相談日の回数15回を目標として設定しています。

これについては、農家相談で新規参入、就農相談、農地の貸借、農業者年金などの相談を受けることが多いということから、年間の開催回数を目標として設定したものになります。

「推進委員等の担当地区ごとの最適化活動目標」について説明しますので、最終ページの「別紙様式1(別表)」をご覧ください。

この「推進委員等の担当地区ごとの最適化活動目標」については、公表の対象とはなっているものではありませんが、集積面積、遊休農地解消面積、新規参入貸付等同意面積について、昨年度から地区ごとの目標設定が必要になったために本議案に掲載しているものです。

ここに掲載されている数値は、各地区の令和3年度時点での集積面積、遊休農地面積、農地出し手情報の面積を各地区ごとに割り振ったものです。この数値は、あくまでも現在の面積割合で便宜上割り振ったもので、必ずこの通りにしなければならないというものではありません。

説明については以上となります、本委員会で皆さんからの承認をい

	<p>ただいた際には町ホームページでの公表を予定しています。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり承認することと決定いたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、4月4日に行われた農家相談の報告を足立委員にお願いします。</p> <p>(農家相談2件報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和5年度 第1回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>
足立委員 議長	